

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)
當日が休日に当たるとき

衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月十三日

鳥取県知事 石破 朗

二

朗

鳥取県知事 石破 朗

二

朗

一 募集期間
昭和四十八年四月一日から昭和四十八年六月三十日まで

二 試験期日
日曜日

次に掲げる日以外の日とする。

三 試験場の位置及び名称
(一) 日曜日

(二) 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有す

者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

四 その他
(一) 応募資格

鳥取市鍛治町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部
倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

(二) 試験科目

告 示

鳥取県告示第八十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第一百四十二条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十八年度第一次自

イ 身体検査

ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第百八十二号

家畜伝染性疾患の発生を予防するため、次の要領により、ブルセラ病検査、結核病検査、肝てつ検査、牛肺虫検査、ピロプラズマ病検査、ひな白痢検査、ニューカツスル病検査、マイコプラズマ病検査、豚丹毒予防注射及びだに駆除を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛、豚及び鶏の所有者に対しても検査、注射及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十八年三月十三日

鳥取県知事 石破二朗

四 実施の期日
昭和四十八年四月二日から昭和四十九年三月三十一日まで

五 検査、注射及び駆除の方法
1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

2 結核病検査
ブルセラ病検査

ブルクリン皮内反応

3 肝てつ検査
ツベルクリン皮内反応

肝てつ検査

4 牛肺虫検査
虫卵検査

虫卵検査

5 ピロプラズマ病検査
牛（生後三月以内のものを除く。）

3 牛肺虫検査

牛（放牧場で飼育されているものに限る。）

4 ピロプラズマ病検査及びだに駆除
牛（生後三月以内のものを除く。）

5 ひな白痢検査
種鶏及びこれと同一構内で飼育している鶏

6 ニューカツスル病検査
種鶏及びこれと同一構内で飼育している鶏並びに食鶏

7 マイコプラズマ病検査
種鶏及びこれと同一構内で飼育している鶏並びに食鶏

8 豚丹毒予防注射
豚（生後五十日未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。）

四 実施の期日

四 実施の期日
昭和四十八年四月二日から昭和四十九年三月三十一日まで

五 検査、注射及び駆除の方法
1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

2 結核病検査
ブルセラ病検査

ブルクリン皮内反応

3 肝てつ検査
ツベルクリン皮内反応

肝てつ検査

4 牛肺虫検査
虫卵検査

虫卵検査

5 ピロプラズマ病検査
牛（生後三月以内のものを除く。）

- 6 血液塗抹検査
ひな白痴検査
- 7 ひな白痴急速凝集反応
ニューカツスル病検査
- 8 臨床検査及びIH抗体検査
マイコプラズマ病検査
- 9 臨床検査及び急速凝集反応
豚丹毒予防注射
- 10 豚丹毒予防液皮下注射
アズントール散布
だに駆除

鳥取県告示第百八十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字平磯一八五四の一、一八五六の一、一八五六の二、一八五八の一、一八五八の五（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百八十四号

昭和四十七年十二月九日付で岩美郡国府町大字高岡四七六番地山本進ほか二十三人の者から申請のあつた国府土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年三月十四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

国府町役場

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十五号

昭和四十八年二月二日付で大鷗土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（北野地区農業用用排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月十三日

鳥取県知事 石破 二朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年三月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川二・五番地三 大鷗土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年三月八日から用途廃止した。

昭和四十七年三月十三日

鳥取県知事 石破 二朗

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第五号**

昭和四十八年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十八年三月十九日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

三 議題 昭和四十八年度選挙常時啓発事業計画について

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第四号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十八年三月十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

場	所	(面 積 メートル)	用 途
鳥取市湖山町字蓮池二七七七番	一地先から同町字蓮池二七七一番一地先まで	二〇九・一二	道路敷
鳥取市湖山町字蓮池二七七二番地	先から同町字蓮池二七五五番地先まで	五七・五四	水路敷

5 昭和48年3月13日

報

公 告 取 縣

I 日時	昭和48年3月13日午後四時	の応用化学及び基礎的な機械工学	15時まで
II 場所	鳥取市 鳥取駅	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
III 議題	(1) 敷地内人事登録 (2) カーテン	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時40分から 12時10分まで
公 告			
<p>高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和48年度上期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。</p> <p>昭和48年3月13日</p> <p>鳥取県知事 石破二朗</p> <p>1 日時 昭和48年5月27日 午前9時30分から午後3時まで</p> <p>2 場所 鳥取市及び米子市</p> <p>3 試験の種類、試験科目及び時間</p>			
試験の種類	試験科目	時間	
高圧ガス取締法に係る法令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る法令	9時30分から 10時30分まで	(1) 受験願書 (2) 履歴書 (3) 写真 1枚（手写型とし、出願前6月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に氏名、年齢及び撮影年月日を記載したものを受験願書の写真欄にはりつけること。） (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）	
兩種化学主任者免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時40分から 12時10分まで	5 手数料及びその納付方法 (1) 700円 (2) 納付方法・(1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を、受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	13時00分から	6 その他 (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県LPG協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の

用紙を用いること。

- (2) 受験願書を受理した者には、受験票を交付する。
- (3) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (4) 不明な点は、鳥取県商工労働部商工振興課に問い合わせること。

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込みされる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部 購
読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、
及び代表者名、 団体名)

鳥取県知事 石破二朗殿

昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】